

令和2年5月14日

園児保護者様

「緊急事態宣言解除」に伴う園の対応について

認定こども園みのり幼稚園  
園長 森川道晃

静岡県が対象の緊急事態宣言が解除となります。引き続き、感染の防止には配慮することが前提でございますが、解除に伴い、園としての対応とお願いを下に記しますので、ご確認をお願いします。

**◎緊急事態宣言解除を受けての園の対応**

**5月18日(月)より、受入れ条件(登園自粛要請等)を設けず、感染防止対策を講じ、通常の状態・開園時間での開園をいたします。(緊急事態宣言前の状態)(通園バスの運行もいたします)(15日(金)・16日(土)につきましては、現在の対応を継続します。)**

但し、引き続き、感染拡大防止のため、下記のことを実施してまいります。

**【園としての対応】**

- ➡ ・教職員の体調管理報告の実施、少しでも心配がある場合は休みとする。
- ・園での手洗い、うがいの徹底
- ・正門及び、玄関ドア・保育室の扉・トイレの扉  
通園バス車内等の定時消毒拭き取り(それ以外にも随時)
- ・サーモグラフィーによる体表面の計測(現在テスト中)
- (機器に反応があった場合には、念の為、検温をしていただきます。)

**【保護者の方への協力依頼】**

- ➡ ・体温測定の上、発熱がないことを確認後の登園(園児・保護者)
- ・少しでも風邪の症状や怠さが見られる場合は自宅待機
- ・自宅での手洗い・うがいの徹底
- ・タブレットペン、鉛筆等使いまわしをさけ、所定の場所においていただく。
- ・サーモグラフィーに、反応があった場合、念のため、その場で検温をお願いいたします。

**【もし感染が発生した場合(園児・教職員)】**

- ➡ ・保護者に周知(個人情報に関わらない範囲と当事者の了解の上での範囲の公開)
- ・状況に応じて一定期間の園閉鎖(その場合、部分・期間等は保健所等と対応する)
- ・園内消毒(保健所等と相談の上、必要と判断されれば)

- ・宣言は解除となりましたが、引き続き感染防止を念頭に園の活動をしてまいります。
- ・国や自治体、保健所等の指示、状況により対応が急に変更になる場合がございます。その場合は、メール等でお知らせいたします。

◎【1号・2号認定の特定負担額(特定保育料)3号認定の利用者負担額の減免等について】

・1号・2号認定

18日以降、特定負担額(特定保育料)の減免は致しません。

・3号認定

5/18以降、日割での減免は行われません(牧之原市の判断)。

◎マスク着用に関して

\*幼児は

- ①長時間の直用に耐えられないこと
- ②外したマスクを他の子が触る可能性があること
- ③自分では管理できないことから任意とします。

\*教職員は

乳幼児の場合、保育者の動きを見て発語や食事の発達が進む面があることから、必要に応じて着脱します(基本的には着用をいたしますが、そのような意図で着用のない場面がある場合がございます)。

◎サーモグラフィーの機能(現在テスト中、来週より運用予定)

▶体表面の温度を計測(体温を計測するものではありません)  
(平熱の方と、熱がありそうな方を識別し、反応があった場合には念のため、その場で体温を計測していただくための設置となります。)

◎通常保育(感染拡大防止対策を講じ)再開にあたり

今回の新型コロナウイルス感染防止、緊急事態宣言発令を念頭に園の対応にご理解、ご協力いただきありがとうございました。4月より、登園自粛等が長い日数に及んだ園児もおります。年度当初からの登園自粛等ということもあり、18日からの保育におきましては、まずは、安定して登園できることを第一に考えて保育を実施してまいります。

◎19日(火)は年少以上の園児は「お弁当持参日」となります。

◎不明な点や、心配なことなどございましたら、お手数ですが園までご連絡をお願いいたします。